

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和3年度第4四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	舞洲工場焼却・破碎設備中間点検整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	107,800,000	令和4年1月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	平野工場温水ヒーター制御盤修繕	電気通信工事	平野工場	(株)ヒラカワ	693,000	令和4年1月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	八尾工場通風設備ほか整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	85,800,000	令和4年2月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	西淀工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	8,272,000	令和4年2月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
5	北港処分地 廃水浄化設備整備工事（その2）	機械器具設置工事	北港処分地	メタウォーター(株)	7,150,000	令和4年2月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	舞洲工場クレーン設備整備工事（その2）	機械器具設置工事	舞洲工場	富士ホイスト工業(株)	13,200,000	令和4年2月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	西淀工場2号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事（その2）	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	3,245,000	令和4年2月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
8	鶴見工場搬入物検査設備修繕	清掃施設工事	鶴見工場	(株)タクマ	869,000	令和4年3月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備中間点検整備工事

## 2 契約相手方

日立造船(株)

## 3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却・破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却・破碎処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却・破碎設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却・破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場温水ヒーター制御盤修繕

### 2 契約の相手方

(株) ヒラカワ

### 3 随意契約理由

今回修繕を行う温水ヒーター制御盤は、平野工場給湯用温水ヒーターの運転制御を行う設備であり、経年劣化により盤内機器の更新が必要となった。

同機器は、(株) ヒラカワの独自の技術により、設計・製作されたものであり、制御盤が有する制御回路については製造業者しか知り得ないため、本設備を設計・製作した業者以外では、修繕の対応が不可能である。また、修繕後の設備全体の性能、作動状態等について、責任の一元化を図ることができる業者は(株) ヒラカワのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場通風設備ほか整備工事

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場通風設備及び機械・集じん設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

本工事は、焼却設備の性能を健全な状態に復旧するため、機能能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場 1 号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。また、炉体・有害ガス処理設備においてもごみ処理を行う設備の主要な部分である。

今回、これらが故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

また、運転再開にあたって煙道内のばいじん等飛散防止のためフラッシングを併せて行うものである。

これらの設備は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

北港処分地 廃水浄化設備整備工事(その2)

### 2 契約の相手方

メタウォーター (株)

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地廃水浄化設備は、有機汚濁物質を分解する微生物の働きを促すため、原水中に酸素を供給する設備であり、24時間連続で稼働している。本設備を構成する機器や部品は、海水や潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況である。

廃水浄化設備は、(株)栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については北港処分地の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本整備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)栗本鐵工所であるが、現在、(株)栗本鐵工所は、メンテナンス部門を担当していた同社の連結子会社(株)クリモトテクノスとともに、平成21年7月に環境事業をメタウォーター(株)へ事業譲渡契約している。よって本整備工事ができる業者はメタウォーター(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

施設管理課 (電話番号06-6630-3353)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事（その2）

## 2 契約相手方

富士ホイスト工業(株)

## 3 随意契約理由

今回整備工事を行うじん芥クレーンは、ごみ貯留ピット内のごみを焼却炉内へ投入するほか、ごみの積み替えや攪拌を行う設備で、焼却設備の中で重要な役割を果たしている設備である。

現在使用中の巻上用ユニットのインバーターは、製造中止になり修理部品の調達も不可能であるため、クレーン設備が故障した場合、ごみ供給が出来なくなりごみ処理が不可能となる。さらに故障が長期化した場合、市民生活にも支障を来すことに繋がることから、更新工事を行い適正な設備の維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものであり、本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的に把握していることが必要で、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。

巻上用ユニットはクレーン制御システムの一部であることから、施工した会社以外では対応が不可能である。また更新後の制御システムにおいて一貫した責任と性能について保証をもたせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場 2号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事（その2）

### 2 契約の相手方

（株）タクマ

### 3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

また、運転再開にあたって煙道内のばいじん等飛散防止のためフラッシングを併せて行うものである。

これらの設備は（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した（株）タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号06-6472-3000）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場搬入物検査設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

今回修繕を行う鶴見工場搬入物検査設備は、工場に搬入されるごみを検査する設備である。

設備を構成する機器や部材は、ごみの汚汁を頻繁に清掃することによる腐食の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下にあり、現在、左パネル取付部等が溶接割れを起こして使用不可能となっていることから修繕するものである。

当工場の搬入物検査設備は、(株) タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については搬入物検査設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

(電話番号 06-6912-4700)